

# 平成25年度地下水質調査結果について

## 1 概況調査

### (1) 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため、全県を4キロメートル四方に区分し、山間部を除く151区画(群馬県99、前橋市14、高崎市17、伊勢崎市9、太田市12)の井戸について、地下水質の調査をしました。

### (2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

実施主体	調査井戸数		調査項目	調査実施時期
群馬県	99	98	A項目	11-12月
		48	B項目	
		24	C項目	
		20	D項目	
		1	A項目のうち2項目(注1)	
前橋市	14		28項目(注2)	11月
高崎市	17			
伊勢崎市	9			
太田市	12	10		
		2		

\* 県が実施する99井戸では、過去の結果等を勘案し、対象物質を4段階に区分して調査しています。一つの井戸で複数の項目を調査することもあります。4段階の区分は次のとおり。

- ・A項目  
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ・B項目  
カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、ふっ素、ほう素、
- ・C項目  
六価クロム、総水銀、アルキル水銀(総水銀が検出された場合のみ)、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、ベンゼン、1, 4-ジオキサン
- ・D項目  
全シアン、PCB、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン

(注1)2項目とは、次のとおり。  
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

(注2)28項目とは、A～D項目のすべて。

(注3)15項目とは、次のとおり。  
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、ふっ素、ほう素、1, 4-ジオキサン

### (3) 調査結果

調査を実施した151本の井戸のうち、14本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、1本の井戸でトリクロロエチレン(TCE)が環境基準を超過しました。その他の調査項目で環境基準の超過はありませんでした。

#### ○平成25年度地下水概況調査環境基準超過一覧(単位:mg/l)

井戸番号	所在地	硝酸性窒素等*	TCE	井戸番号	所在地	硝酸性窒素等*	TCE
38-25	伊勢崎市国定町二丁目	12		126-4	昭和村糸井	12	
40-25	伊勢崎市平井町	25		28-17	玉村町上福島	17	
43-25	伊勢崎市境伊与久		0.068	44-8	玉村町川井	19	
33-2	桐生市新里町武井	28		139-2	板倉町靱谷	19	
47-25	太田市藪塚町	26		142-25	千代田町下中森	14	
48-25	太田市新市町	23		環境基準(環境省告示第10号)		10	0.03
52-25	太田市由良町	12		* 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			
75-25	藤岡市白石	25					
78-25	藤岡市矢場	12					
34-11	みどり市笠懸町阿左美	13					

(参考) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の過去10年間の環境基準超過状況

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
調査実施数	151	105	88	88	151	151	151	151	151	151	150
基準超過数	36	29	12	17	29	27	23	33	30	16	14
超過率(%)	23.8	27.6	13.6	19.3	19.2	17.9	15.2	21.9	19.9	10.6	9.3

## 2 継続監視調査

### (1) 調査の概要

概況調査等により地下水の汚染が明らかになった地域について、継続的に監視を行うための調査です。国土交通省が実施している定点観測も、継続監視調査に位置づけています。

### (2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

測定機関	汚染地区			定点観測*	計	調査時期
	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	揮発性 有機化合物等	重金属等			
群馬県	20	18	2	—	40	9月
前橋市	—	14	—	—	14	8月、1月
高崎市	—	4	—	—	4	4月、10月
伊勢崎市	—	3	3	—	6	8月、2月
太田市	—	—	—	—	—	—
国土交通省	—	—	—	3	3	8月、11月
計	20	39	5	3	67	

\*概況調査における28の調査項目について、調査を行いました。

### (3) 調査結果

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素では濃度の減少傾向が認められましたが、他の井戸の検出濃度については、概ね前年並みでした。

なお、複数年にわたり環境基準を達成している地区については、随時終了調査を実施していきます。

## 3 井戸の所有者に対する指導

環境基準を超える値が検出された井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました。

## 4 地下水の水質保全のための主な取り組み

工場・事業場に対する有害物質の適正な取扱い及び地下浸透防止の指導を実施しており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、次のような取り組みを実施しています。

#### ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

#### イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

#### ウ 生活排水関係

「群馬県汚水処理計画」に基づき、地域の実情に即した生活排水施設の整備を進めています。